

函 教 文

令和6年(2024年)5月2日

総務常任委員会委員 各位

教育委員会生涯学習部長

参考資料の配付について

このことについて、下記資料を別添のとおり配付いたします。

記

- 1 史跡四稜郭における焚火被害について

(文化財課)

## 史跡四稜郭における焚火被害について

### 1 被害箇所および状況

史跡北西部奥園路沿い（別添資料のとおり）

約1m×約1mの範囲にわたり、芝生の焼損がみられる。

※ 史跡内では火気の使用を禁じており、注意事項として入口看板に表示

### 2 経過

令和6年5月2日（木）午前9時、函館中央警察署東山交番から、「四稜郭内に焚火跡がある」旨、教育委員会生涯学習部文化財課に連絡があり、同日午前11時に文化財課職員が現地を確認した。

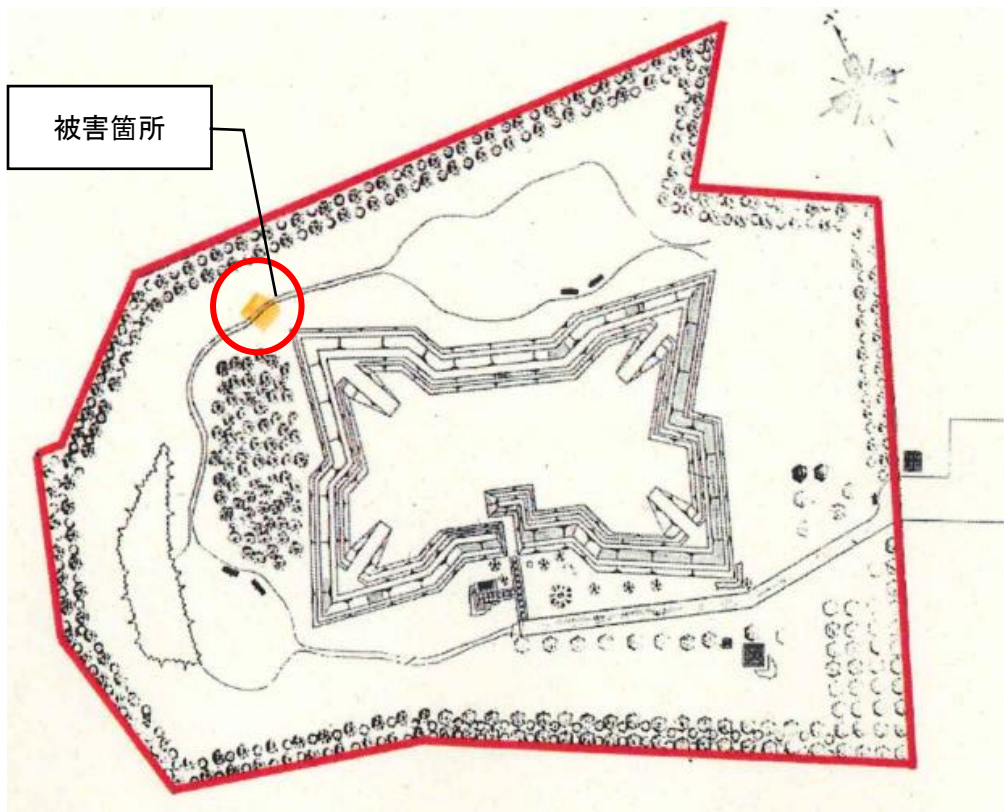
現在、焼損区域の周囲に杭を立て、立入禁止の措置を講じている。

### 3 今後の対応

当該行為は史跡をき損するものであることから、警察への被害届提出を検討するほか、巡視の強化や史跡の適切な保護を図るための注意喚起に努める。

また、四稜郭は国指定の史跡であることから、復旧については、文化庁や北海道教育委員会とも協議のうえ対応することとする。

資料



被害箇所位置図



被害箇所写真